

令和 1 年度

事 業 報 告 書

社会福祉法人 南寿会

令和元年度 事業報告

施設目標に対する達成度合い

施設目標を『理想の形の構築』と定め、各部署・各自には一歩でも目標に近付けるよう、レベルの向上を目指してもらいましたが、達成度の面では部署間のバラつきは大きく、特に特養部門で十分とは言えない結果でした。

推察される原因については、職場全体に感じられる【人任せ・責任感の希薄さ】にあったのではないかと考えています。この点について、既に部署長に対して【職員一人ひとりへの責任感の植え付け】を主とした指導・教育を指示しています。また、部署長からだけではなく、私からも事あるごとに意識付けをしていきたいと考えています。

人材育成・教育

人材育成の面では、新卒職員が年末で退職する結果となりました。部署長・ユニットリーダーが可能な限りの指導を続けてくれましたが、期待される成長曲線には届かず、また本人のモチベーションも低下する中で、双方納得の上での結論です。残念な結果となってしまいましたが、十分に反省すると共に、今後は採否決定段階での適正の見極めを十分に行っていきます。また同時に、指導的立場にある職員の底上げの必要性を感じましたので、外部研修を活用した教育・指導スキル向上に取り組むよう、各部署長に指示しています。

感染症対策

昨年末からのインフルエンザ流行に対応するため、1月1日より看取り対応中の利用者を除いて面会中止の措置を取ってきました。措置は、さくら祭期間中を想定していましたが、その後の新型コロナウイルスの世界的流行により、現在も本措置を継続しております。尚、職員は出勤前の自宅での検温、出勤時における職員通用口での検温を実施、更にその結果を報告するよう義務付けています。デイサービス・ショートステイの利用者については、送迎の乗車前に職員が検温を行った上で利用可否を判断することに加え、他都道府県から親族・来客があった場合には、1週間程度の利用中止期間を設けさせていただいている。また出入り業者も、原則として玄関までの立ち入りとすることで、施設内へのウイルス侵入にはできる限りの注意を払っています。尚、今後の面会中止解除の予定については、今後の国・県・町の動向を睨みながら、慎重に決定いたします。

令和2年5月
施設長 真下 和人

事業報告の附属明細書

社会福祉法第 59 条第 1 号に基づき報告する令和 1 年度事業報告の附属明細書については、事業報告の内容を補足する重要な事項がないため作成していません。

社会福祉法人南寿会
理事長 真下 和人